

## 障害に関する医療費の助成・支給のご案内

### □重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者に対し、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金を助成します。助成を受けるには、あらかじめ受給資格の登録申請が必要です。

**対** 次のいずれかに該当する人(ただし、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった人は対象外)

- ①身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの人
- ②療育手帳A・Bをお持ちの人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人(ただし、精神病床への入院費用は助成対象外)
- ④65歳から74歳までの人で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた人又は75歳以上で市長の認定を受けた人

※④の認定は、65歳の誕生日の前日までに次の手帳の交付を受けている人又は年金の受給権を取得している人

- ・身体障害者手帳4級のうち、音声・言語機能又は下肢機能の一部
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・障害年金1・2級

#### 所得審査

本人所得を対象として所得審査を行い、基準額以下の場合には医療費助成を受けることができます。基準額超過の場合は支給停止となり、対象期間は医療費助成を受けることができません。基準額は、障害者福祉課までお問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。

### □自立支援医療費の支給

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額が軽減されます。医療費の1割が自己負担となりますが、負担が高額になり過ぎないように、本人及び世帯の所得、疾病などの状況に応じて、月の自己負担上限額が設定されています。

#### 更生医療

**対** 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる人

**内** 対象となる人が、その障害に対し確実な治療効果が期待できる場合に、指定医療機関で必要な医療が受けられます(角膜移植術、こうがいれつ蓋裂、関節形成術、人工透析療法、腎移植など)。

※手術や治療などを受ける前に手続きが必要です。

#### 育成医療

**対** 現在身体に障害があるか、又は現在ある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童

**内** 対象となるお子さんが、手術等の治療によって確実な治療効果を期待できる場合に、指定医療機関で必要な医療が受けられます(斜視、こうがいれつ蓋裂、外耳道閉鎖、水頭症、腎移植など)。

※手術や治療などを受ける前に手続きが必要です。

#### 精神通院医療

**対** 精神疾患をお持ちの人で、通院による精神医療を継続的に要する人

**内** 統合失調症やうつ病などの精神疾患をお持ちの人が、指定医療機関で継続した必要な治療を受けられます(入院は対象外)。

#### ■共通事項

**申**・**問** 障害者福祉課 ☎21-1452 ☎24-6066



市HP

### 第5回スマイルウォーキング

**日** 3月4日(土) 午前8時30分～正午  
**コース** 高坂丘陵市民活動センター⇄  
こども動物自然公園散策路(約4km)  
※コースは変更になる場合があります。

**集合場所** 高坂丘陵市民活動センター(第2駐車場)

**対** 市内在住でおおむね65歳以上の人  
**定** 30人(申込順)

**内** 介護予防を目的にサポーターと共にゆっくりと歩く。

**持** 飲物、雨具

**申**・**問** 2月22日(水)までに直接、電話又はFAXで高齢介護課へ。  
☎21-1406 ☎22-7731



### 往診医の紹介・退院支援の相談窓口

「通院できなくなってしまったので、往診してくれる医師を探したい」「退院してくる母の自宅での医療的ケアが心配」など自宅や退院後の療養についてお困りなことはありませんか？

看護師資格のある職員が医療に関する相談を受け、関係機関と連携し、往診医の紹介や退院支援などを行っています。ぜひお気軽にご相談ください。

**日** 平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

**場** 比企医師会在宅医療連携拠点(保健センター2階)

**対** 比企地区内在住・在勤の人(医療・介護関係者含む)

**申**・**問** 電話で比企医師会在宅医療連携拠点へ。  
☎81-5563



### 高齢者・福祉

#### 成年後見センターにご相談ください

**日** 平日午前8時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

**場** 市民福祉センター

**対** 認知症の人、知的障害・精神障害のある人又は家族・関係者

**費** 無料(専門職への相談は有料)

**内** 認知症等で判断能力が十分でない人の財産や権利を守る成年後見制度の手続き支援等を行います。

**問** 市成年後見センター  
☎59-5670 ☎59-5066 市HP



### 所得の申告が必要です(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

**対** 国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している人及びその世帯主

#### 所得の申告

国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、前年中の所得に応じて、保険税(料)の算定や、高額療養費の自己負担限度額の判定等を行います。これらを正しく算出するためには、所得のない人や、税法上の被扶養者であっても、所得申告が必要です。申告をしない場合、所得が一定額以下の世帯に対する軽減措置が適用されない等、加入者に不利益が生じることがあります。なお、所得が給与又は年金のみの方は、その支払者が報告するため、原則として個人の申告は不要です。

#### 申告の方法

昨年中の所得の有無や、税法上の被扶養者であるかどうかによって、次のとおり申告の方法が異なります。

①所得がある人  
確定申告書を税務署へ提出するか、市・県民税申告書を課税課へ提出してください。

②所得がなく、被扶養者でない人  
市・県民税申告書を課税課へ提出してください。  
※①②の詳しい手続きは、10、11ページの「税の申告はお早めに」をご確認ください。

③所得がなく、被扶養者である人  
国民健康保険税申告書、又は後期高齢者医療簡易申告書を保険年金課へ提出してください。

上場株式等の配当所得等を申告する場合の注意点  
上場株式等の配当所得や譲渡所得について申告すると、所得税や住民税が減額又は還付となる場合でも、所得の増加により保険税(料)が増額になることがあります。お心当たりのある人は、申告書の提出前に保険年金課へご相談ください。

#### 保険年金課

国民健康保険担当  
☎21-1403 ☎23-0076  
後期高齢者医療制度担当  
☎63-5004 ☎23-0076